

各加盟団体の長 様

石川県弓道連盟 会長 水橋 美喜夫

今般、(公財)全日本弓道連盟の地連会長会議に出席した際、下記のことについて説明がありました。
いずれ、全弓連から詳細な通知があるということでしたが、来年度に向けて種々関係がありますので、その要点についてまとめたものをお知らせするとともに、県連ホームページにも掲載することとします。
なお、次回理事会・常任理事会等でもさらに詳細に説明したいと思いますので、よろしく願います。

(公財)全日本弓道連盟 公認資格認定制度について

(要旨)公益財団法人として定めた「改革大綱」の趣旨に基づき、今後、審査・大会・講習について公認資格認定を実施することとした。具体的には、審査員資格、大会競技会の審判(運営)委員資格、講習会の講師資格を定める。
各地連(連合会)では、五段以上教士七段までの者について、別途講習会と検定試験を行い、これに合格した者を公認資格認定者と認めることとする。平成29年度に試行しつつ、平成30年度以降に順次実施の予定。

H28. 11. 29:全弓連説明

1 概要

区 分	審査	審判(大会)	講習	
中央委員	対象者	教士8段以上	同左	
	資格	日体協公認資格保有者	同左	
	有効期間	1年更新	同左	
	年齢制限	年齢80歳まで	同左	
	対象範囲	すべての審査会可	すべての競技会可	すべての講習会可
	名簿管理	名簿の登録は全弓連		
地方委員	対象者	5段以上教士7段まで	同左	称号受有者
	資格	日体協公認資格保有者	同左	同左
	有効期間	3年更新	同左	同左
	年齢制限	年齢制限なし	同左	同左
	対象範囲	連合会・地方の審査会	連合会・地連主催の競技会	連合会・地連の講習会
	名簿管理	名簿の登録は各地連		

- 2 根拠規程「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程」 H28. 6. 2制定、H28. 11. 29修正、H30から1年間試行
「審査規程」 H28. 4. 1からさらに1年間試行
「審査規程内規」 H28. 4. 1からさらに1年間試行
「弓道競技規則」 H28. 4. 1改定
「弓道競技運営マニュアル」 H28. 4. 1改定
「講習会規程」 H28. 3. 13制定、H30年度から実施

3 資格認定講習会について

中央委員公認資格認定講習会 ⇒ 全弓連案としては2泊3日で実施(座学・実習・筆記検定)
※全弓連が毎年度実施する主任講師研修会及び講師研修会を以ってこれに充てる
地方委員公認資格認定講習会 ⇒ 全弓連案としては1泊2日で実施(座学・実習・筆記検定)
※地連が委員の資格毎に個別の講習会を必要に応じ、毎年度1回以上開催することを原則
座学には、アンチドーピング、救急救命、倫理規程、懲戒規程、矢羽使用の準則含む
※地区指導者講習会、指導者育成講習会、伝達講習会、その他地連または連合会が実施する講習会を以ってこれに充てることできる。この場合はその旨を要項に明記すること(※伝達講習会を充てることは課題あり)

4 資格検定委員

中央委員は全弓連会長が指名した者
地方委員は、地連会長が指名した者(地連会長含む)。なお、各年度の地区指導者講習会受講者を含む

5 その他

日体協公認弓道指導者資格の保有について

- ①日体協公認弓道指導者資格とは、弓道指導員、弓道上級指導員、弓道コーチのいずれかにあたるものをいう
- ②規程施行日において満70歳以上の者は(資格保有を)免除する
- ③平成32年度までは(資格保有を)猶予することができる

この規程はH28. 6. 2制定、H29年度に体制を整え、H30年度から施行する

《注》この資料は全弓連の説明を簡略にまとめたものであり、今後各地連等の意見によってさらに修正される場合がある。